

改憲動向における「教育」の処遇に関する一考察

——教育、宗教、環境の結節点を素材として——

寺川史朗

目次

- 一 はじめに
- 二 昨今の憲法改正動向概観
- 三 自発的協力の調達
- 四 政教分離原則の相対化と環境
- 五 教育基本法改正との連動
- 六 むすびにかえて

一 はじめに

日本国憲法の改正が巷間叫ばれている。その中心が九条であることに疑いはない。そのことは、たとえば、「日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行う」との目的で、衆参両議院に設置された憲法調査会による

最終報告書が、九条に関連する事項にかなりの紙幅を割いていることや、同調査会において、九条に関連する議論（規範と現実の乖離だけでなく、その制定過程なども含めて）がより闊達に行われていたことからもうかがえる。¹¹⁾

九条問題が改憲の中心であるとすれば、憲法上の他の条項についても、おそらく九条改正に合わせるような内容になることが予想され、現に、「教育」も、改正九条シフトに組み込まれるという状況にある。本稿では、昨今の改憲動向において、「教育」がいかなる処遇を受けているかについて、ささやかな分析を試みる予定である。

二 昨今の憲法改正動向概観

二〇〇五年四月に相次いで出された憲法調査会最終報告書では、「……という意見が多く述べられた」（衆）、「……は共通した認識であった」（参）、「……という意見がすう勢であった」（同）といった表現が用いられ、「調査」という名目から離れてある一定の方向へ改憲への筋道を引こうとする意図があるように見うけられる。本来であれば、単なる「調査」であるため、誘導的な表現を差し控えるべきであろうが、最終報告書を議決した各議院の多数派にとつてみれば、「多い」、「共通認識」、「すう勢」という表現も、「事実」を述べたにすぎないということになるであろう。

たとえば、衆議院憲法調査会最終報告書では、「自衛権の行使として武力の行使が認められるか否かについては、自衛権の行使としてであつても武力の行使は認められないとする意見もあつたが、自衛権の行使として必

要最小限度の武力の行使を認める意見が多く述べられた」、「自衛権及び自衛隊について何らかの憲法上の措置をとることを否定しない意見が多く述べられた」と報告され、参議院憲法調査会最終報告書では、「個人の自衛権は自然権であり、その集合としての国の自衛権も条文以前の自然権と言われる。我が国が独立国家として個別的自衛権を有することを認めることは共通した認識であった」、「自衛のための必要最小限度の組織が必要であることには、おおむね共通の認識があった」と報告されている。その多数の共通した認識であったとされるものが、表現の違いこそあれ、「自衛のための組織や武力行使」の容認である。

衆参両議院憲法調査会で多数を占めたとされるそれらは、後で述べる自民党新憲法草案の最低ラインを構成するものであり、「国際協調主義」の謳歌と相俟って、自衛隊（自民党新憲法草案によると「自衛軍」）の海外派遣を容易にする。

ここで、自民党の動向を確認しておきたい。二〇〇四年一月一七日の自民党憲法改正草案大綱（いわゆる「たたき台」）は、その第四章第一節で（自衛権行使を自明のものとしつつ）「自衛または国際貢献のための武力の行使であっても、行使は究極かつ最終の手段であり、必要かつ最小限の範囲内で行わなければならないことを深く自覚しなければならない」、第八章第二節で「国家の独立及び国民の安全を守るため、首相の最高指揮監督権の下に、個別的または集団的自衛権を行使するための必要最小限の戦力を保持する組織として、自衛軍を設置する。自衛軍による武力行使は、究極かつ最終の手段で、必要かつ最小限の範囲内でおこなわれなければならないことを深く自覚しなければならない。自衛軍は我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、防衛緊急事態に対し我が国を防衛することを目的とする。自衛軍は治安緊急事態、災害緊急事態その他公共の秩序の維持にあたること及び、国際貢献のための活動（武力行使を伴う活動を含む）も任務とする」としてい

た。

「たたき台」は、自民党憲法調査会の中谷座長が、二〇〇二年、自衛隊二等陸佐に改憲案の作成を依頼し、同陸佐が作成した案をそのまま中谷自らの案として、自民党憲法調査会で配布したという問題に加え、その中身が非常に復古主義的かつ権威主義的であったこと（天皇の元首化、参議院の軽視、首相への権限強化など）に由来する、自民党内部からの批判（民主党との改憲に向けての連携をにらんでの批判）が相次いだこともあり、一ヶ月後には白紙撤回されたというイワク付きのものであるが、その「たたき台」は自民党の本音の部分をさらけ出したもののだとして、今なお警戒する者が多いのではないかと思われる。

これが、二〇〇五年四月四日に出された、自民党新憲法起草委員会各小委員会要綱の段階になると、安全保障及び非常事態に関する小委員会が作成した要綱で、「自衛のために自衛軍を保持する。自衛軍は国際の平和と安定に寄与することができる」とされ、軍事裁判所や非常事態、安全保障基本法、国際協力基本法が検討事項として列挙されるに至った。

二〇〇五年七月七日の自民党新憲法起草委員会・要綱第一次素案によると、四月四日の小委員会要綱とほぼ変わりが無いものの、「下級裁判所としての軍事裁判所の設置については、第九条改正に伴い設置する」との一文が付け加えられ、九条改正に伴う条件整備がなおいっそう色濃く表われたものとなっている。

二〇〇五年八月一日の自民党新憲法第一次案は、現行憲法第二章の表題を「安全保障」に変更し、現行憲法九条二項を削除したうえで、九条の二を新設し、そこで、「侵略から我が国を防衛し、国家の平和及び独立並びに国民の安全を確保するため、自衛軍を保持する」（二項）、「自衛軍は、自衛のために必要な限度での活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和及び安全の確保のために国際的に協調して行われる活動並び

に我が国の基本的な公共の秩序の維持のための活動を行うことができる」(二項)と定めている。軍事裁判所については、現行憲法七六条二項を「特別裁判所は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、設置することができない」と改正すると同時に、「この憲法に特別の定めのある場合」として同条三項を新設し、そこで「軍事に関する裁判を行うため、法律の定めるところにより、下級裁判所として、軍事裁判所を設置する」と定められている。

二〇〇五年一月一二日の自民党新憲法第二次案は、第一次案をベースとするものであり、九条関連については、ほぼ変わりがない。

その流れで出来あがったものが、二〇〇五年一月二八日の自民党新憲法草案である。同草案九条の二では、第二次案までのものを若干修正し、「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者とする自衛軍を保持する」とされている(軍事裁判所についても若干の修正が施されているが内容は同様である)。

自衛軍の保持と、国際平和・安全の確保のために行われる自衛軍の国際協調・国際協力活動を、高らかに謳い上げている点に、現行憲法九条からの乖離が見られるが、その活動を円滑に進めるためには、何らかの条件整備が必要となってくる。たとえば、その条件整備の一つが、前記の軍事裁判所の設置であり、ほかにも、内閣総理大臣への権限集中が挙げられる。

問題となるのは、そのような改正九条シフトに日本国民がいかに関与されていくかという点である。自民党の一連の改憲案で一貫しているのは、日本国民に、新たな責務として、国家の独立と安全を守る責務を課せうとする選択である。

たとえば、二〇〇四年一月一七日の自民党草案大綱（たたき台）によると、その第三章第三節で「日本国民は、国家の独立と安全を守る責務を有する。徴兵制を容認しない」とされていたし、二〇〇五年四月四日の新憲法起草委員会各小委員会要綱では、「前文に盛り込むべき要素」として、「自由、民主主義、人権、平和の尊重を国の基本理念とすること」、それらを基本理念とする国を「我々」が愛し、「その独立を堅持すること」が列挙されていた。そして、この文言は、そのまま七月七日の新憲法起草委員会・要綱第一次素案に受け継がれたのである。

条文の形式を採った新憲法第一次案や同第二次案では「日本国民は、第一項²⁾の理念に基づき、国際社会の平和及び安全の確保のために国際的に協調して行われる活動に主体的かつ積極的に寄与するよう努めるものとする」（第一次案、第二次案いずれも九条三項）とされている。一〇月二八日の新憲法草案では、日本国民に対し、そのような「国際社会の平和及び安全の確保のために国際的に協調して行われる活動」への主体的・積極的な寄与を求めるといふことがなくなっているようにも見えるが、そのように見えるのは、あくまでも本条中に明文規定がないためにすぎず、同草案前文では、「日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有」することになっており、改正九条シフトの外に日本国民が置かれているわけでは決していない。

この点においてもっとも深刻な問題が徴兵制の採否であるが、それについては、たとえば、二〇〇四年五月三日の読売新聞改憲試案（三次案）のように、「日本国は、自らの平和と独立を守り、その安全を保つため、自衛のための軍隊を持つことができる」（同試案一二条一項）としたうえで、「国民は、第一項の軍隊に、参加を強制されない」（同条三項）という方法が採られることになる。先にも述べた二〇〇四年一月一七日の自民党

草案大綱（たたき台）も同じスタンスであった。

ただし、「たたき台」が予定していた、「日本国民は、国家の独立と安全を守る責務を有する。徴兵制を容認しない」という文言によると、「徴兵制」に至らないものであるならば、「国家の独立と安全を守る責務」を際限なく日本国民に課すことが可能になるはずであり、二〇〇五年一月二八日の自民党新憲法草案前文で書かれている「帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務」も、同様の意味で捉えることができよう。とくにここでは、マイルドな表現に変わった「愛国心」も関与し、国家主義的色彩がよく表われている。

国家を「愛情」をもって「守る」責務を国民に課すという選択を實踐するには、当該実践のための何らかの手段的裏付けがなければならぬ。おそらく、その手段が、内心の自由への制限（とくに国民精神の統合を図ること）であろう。また、信教の自由を保障するための政教分離原則の相対化と、そこに我々が想像していなかったものを組み込むことによる、「神の国ニッポン」の建設である。そして、改正日本国憲法がその根拠法になるといふシナリオが予定されているはずであり、それが「新しい国のかたち」となる。

三 自発的協力の調達

国民精神の統合を図ろうとする場合、そのアイデンティティの調達を、何を基軸としながら求めていくことになるのか。前世紀までであれば（最後の約十年はともかく）、おそらくそれは「天皇」であり、「企業」であっただろう。「天皇」という名の愛国心の対象と、「企業」という名の忠誠心の対象が、我々の眼前に存在してい

たという紛れもない事実がある。昭和天皇は一九八九年に「崩御」し、企業はバブル崩壊後「失われた十年」をさまよい続けた。国民精神の統合のための求心力がなくなつたと言つてよい。また、新自由主義政策の導入による格差拡大が加わり、国民は精神の「よりどころ」を失っている。

そのような現象は、「豊かさ」の実現から「安全」の実現へと、国家の正当化理由が転換するという現実にながつていくのであるが、いずれにせよ、そのような状況において、日本が戦争等に巻き込まれたり、自ら戦争を呼び込んだりした場合、どうなるのか。日本は、国民精神があれば統合されていたにもかかわらず、戦争を乗り切ることができなかったという歴史を持つ国である。国民精神が統合されていなければ、なおさらと言えよう。そこで、精神の自由を支える内心の自由に制限を課し、戦争等に対処する役割を果たす国家に国民精神を統合しなければならないという課題に、国家の側はぶつかるのである。

二〇〇四年一月一七日の自民党憲法改正草案大綱（たつき台）が、「基本的な考え方」として、「新憲法は……、歴史、伝統及び文化に根ざした固有の価値を踏まえたものでなければならぬ。新憲法では、我が国及び日本人としてのアイデンティティーを確認してこそ……、真の国際人となることができる」と述べているのは、国民精神を調達する媒介役に、我が国固有の歴史、伝統、文化を想定し、それらに期待したからであろう。それに加え、「国旗は日章旗であることを定める。国歌は君が代であることを定める」とした「たつき台」第一章は、日の丸・君が代を憲法レベルにまで高め、それを、国民に課す「憲法尊重擁護義務」を経由して実現すること、よりいっそう、その調達を可能ならしめるような構造になつていたのである。

二〇〇五年一月二八日の自民党新憲法草案では、（日の丸・君が代の憲法レベル化や、国民に課す「憲法尊重擁護義務」は退却しているが）その前文において、日本国民には「愛情と責任感と気概をもって」「国や社会

を「支え守る責務」があることが、明記されている。改憲案を用意する準備段階でこれまで問題とされてきた「愛国心」や「公共心」を、このような表現で前文に入れ、内心の自由を枠づけ、そのことをもって、国民精神を統合しようとする意図であろう。

そのような意図は、既存の法制度にも散見される。たとえば、有事法制を構成する武力攻撃事態法や国民保護法は、武力攻撃事態等が発生した際の「国民の協力」について、次のように定めている。武力攻撃事態法は「国民は、国及び国民の安全を確保することの重要性にかんがみ、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努めるものとする」(八条)と規定し、国民保護法は「国民は、この法律の規定により国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする」(四条一項)、「前項の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない」(同条二項)と規定する。いずれも、形式上は、国民に対して協力を強制したり、それを義務として課したりするものではなく、その理由として、「努めるものとする」とされる「必要な協力」をしなかった場合であっても罰則がないため、強制にはあたらないとの点が挙げられる。

しかしながら、国民に対して求める協力を義務づけない(強制しない)ということになると、国民による協力が皆無になる可能性も捨て切れず、それでは武力攻撃事態等を乗り切ることができないため、強制はしないが自発的な意思に期待するという構図を採用することにしたのである。この場合、強制にわたるものではないため、憲法一九条違反の問題は生じないとの説明もつく。

ただ、一方で、国民の自発的な協力意思を待つだけでは心もとない。そこで、自発的な協力意思を国民に持

たせるために「愛国心」や「公共心」という発想を實踐していく必要があるのである。日の丸・君が代を一般社会において勸奨し、学校教育現場において強制するという最近の流れは、その文脈で理解すると説明がつかない。

憲法改正とやらで今後予定されているのが教育基本法の改正であるが、それでも、「愛国心」や「公共心」を子どもたちに持たせるための同法の改正が目論まれている。とはいえ、愛国心の涵養は、国旗・国歌法や学習指導要領による強制だけでも十分可能であるが、準憲法的性格を有し、他の教育関連諸法律に比べて実質的効力が上位にあると考えられている現行教育基本法が「個人の尊厳」や「個人の価値」を掲げている以上、「愛国心」教育を学校教育現場に導入することは躊躇されるのであろう。そこで、「愛国心」の涵養を貫徹するためには、教育基本法を改正し、「個人の尊厳」や「個人の価値」という理念を削除することが必要となってくる。しかしながら、少なくとも日本国憲法が「個人の尊重」を謳い、その点についての大幅な変更が許されない現状では、前記のような理念を教育基本法から完全に削除することは困難である。そこで、憲法一三条で明記されている「個人の尊重」に由来する、「個人の尊厳を重んじ」ることや「個人の価値をたつと」ぶという理念を、新しいものに完全に置換するという手法ではなく、他の理念をそこに併置する手法が採用されることになる。これを「希薄化手法」と呼んでおきたい（「個の確立、自由の精神の尊重」を説くのと並行して「公共のために尽す心、社会奉仕の心」を強調し、「公共」の中に「個」を埋没させることを可能にした中曽根臨教審路線も、この手法であったと捕捉してよいだろう⁽⁴⁾）。

現に、二〇〇三年三月二〇日、中央教育審議会は、「現行法（現行教育基本法）の前文に定める基本的な考え方については、引き続き規定することが適當」（括弧は寺川）、「教育は人格の完成を目指し、心身ともに健康な

国民の育成を期して行われるものであるという現行法（同）の基本理念を引き続き規定することが適當」（同）であるとする一方で、「社会の形成に主体的に参画する『公共』の精神、道徳心、自律心の涵養」、「日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養」を「分かりやすく簡潔に規定することが適當」であると答申している。そして、その答申を受けた文部科学省による改革実践の先を行くように、東京型教育改革が進行している。⁽⁵⁾

四 政教分離原則の相対化と環境

憲法改正を唱える根拠の一つに、「日本国憲法は時代遅れである」という発想がある。これが新しい人權の明文化を求め、「前向きな憲法改正」というイメージを作り上げている。その代表格が「環境権」であると言ってよいだろう。

環境権自体に反対するものではないが、「環境権」あるいは「環境」をどのような性格のものとして捉えるかについては、留意する必要があるように思われる。それは、信教の自由および政教分離原則との関係で検証することにより、かすかに見える留意点である。

たとえば、衆議院憲法調査会最終報告書で「多数」とされた「前文に我が国固有の歴史・伝統・文化等を明記すべきである」という意見にいう、「我が国固有の歴史・伝統・文化等」が何を意味するのかはある程度推測ができる。「固有の」という言葉からも分かるように、少なくとも、それが、約六十年にわたり築き上げられてきた戦後民主主義を指すものではない。

同調査会における信教の自由に関する議論をながめてみると、個人の人権としての信教の自由に専念した意見はさほど多くなく、その多くは政教分離原則をめぐるものであったことが分かる。おそらくそれは、その具体的問題として内閣総理大臣等の靖国神社公式参拝が分かりやすい（議論しやすい）争点として挙がっていたためであろう。そこでは、日本型目的効果基準を所与のものとして議論が進められてきたため、同調査会における「一般人の感受性」が基準とならざるをえないような帰結が見うけられた。

国は、「宗教」にかかわることを甘受してでも、憲法上の他の優先すべき利益や個人の人権を実現しなければならぬ場合があり、そのような場合に限定して政教分離原則が例外的かつ部分的に解除されるのである。その際の「程度」や「範囲」をめぐり、行き過ぎがなかったかどうかを判断する（それがおそらく政教分離原則違反か否かという合憲性の判断につながる）ときに用いられるのが目的効果基準である。そのような目的効果基準の本来的な使用場面に關する議論が「置き去り」にされたまま、衆議院憲法調査会では、そこで取り上げられた各事象が政教分離原則違反であるか否かが議論されたのである。宗教系私立学校への私学助成と、内閣総理大臣等の靖国神社公式参拝が同列に議論された背景には、そのような「置き去り」があった。

改憲動向をながめると、二〇〇四年一月一七日の自民党憲法改正草案大綱（たたき台）の段階では、その第三章第二節において「国、地方公共団体などは社会的儀礼または、習俗的行事とされる範囲を超えて宗教的活動をしてはならない」とされており、また、二〇〇五年四月四日の自民党新憲法起草委員会各小委員会要綱の段階では、「政教分離原則は維持すべきだが、一定の宗教的活動に国や地方自治体に参加することは、社会的儀礼や習俗的・文化的行事の範囲内であれば、許容される。*国などが参加する一定の宗教的活動としては、地鎮祭への関与や公金による玉串料支出、公務員等の殉職に伴う葬儀等への公金支出などが考えられる。なお、

社会的儀礼の範囲を超える多額の公金支出は認められない」とされている。いずれも、政教分離原則の相対化を意図するものであり、現状追認の感が漂う。二〇〇五年八月一日の自民党新憲法第一次案および一〇月二日の第二次案では、「国及び公共団体は、社会的儀礼の範囲内にある場合を除き、宗教教育その他の宗教的活動をしてはならない」（二〇条三項）と規定され、一〇月二八日の新憲法草案では、若干の修正が加えられ、「国及び公共団体は、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超える宗教教育その他の宗教的活動であつて、宗教的意義を有し、特定の宗教に対する援助、助長若しくは促進又は圧迫若しくは干渉となるようなものを行つてはならない」（二〇条三項）と規定されている。同項前半部分は、「社会的儀礼」や「習俗的行為」の「範囲」内であれば、国が「宗教」的なるものに関わることを認める趣旨であり、後半部分は、まさに、日本型目的効果基準の憲法規範化を意味し、前述のような、衆議院憲法調査会における議論で浮き彫りになった「置き去り」を等閑視するものである。

政教分離原則の相対化は、衆議院憲法調査会での、憲法八九条をめぐる私学助成の合憲性に関する議論からも見て取れる。同調査会最終報告書によれば、「私学助成ができることを憲法上明確にすべきであるとする意見など同条を改正する必要があるとする意見が多く述べられた」となっているのであるが、目的効果基準の適用場面を限定しないまま、憲法に私学助成を可能なものとして明記しておくことは、現在も進行している「教育の規制緩和」の下で構想される「多様な学校」づくりの一環としての、「宗教的情操を涵養する学校」づくりへの布石であるかもしれない。宗教教育との関わりは許されないが、宗教的情操の教育であればそこに国が関わることも許されるとする理屈である。

また、政教分離原則の相対化は、「環境」について憲法上明記しようとする動きと連動していると考えられる。

たとえば、衆議院憲法調査会最終報告書では、「環境権、環境保全の義務等を憲法上明記すべきであるとする意見が多く述べられた」とされており、参議院憲法調査会最終報告書でも、「健康で快適な生活を維持する条件としての良い環境を享受することを目的とする、環境権あるいは環境保全義務については、憲法上の規定を設けるべきとする意見」が「すう勢」であつたとされている。

二〇〇四年一月一七日の自民党憲法改正草案大綱(たつき台)では、その第三章第四節において「何人も良好な環境の下に生活する権利を有する。国及び地方公共団体は、現在及び将来の者に対し、良好な環境に生活する権利、環境に関係する政策決定に影響を及ぼす可能性を保障する責務を有する」とされ、「環境権」の「保障と実現」らしきものと、「環境保全義務」の国や地方公共団体への「負課」らしきものが見られた。

二〇〇五年四月四日の自民党新憲法起草委員会各小委員会要綱によると、「追加する権利規定」の一つに「環境権」を挙げ、「国民は、現在から将来に互つて、『公益』に反しない限り、良好な環境の下で生活する権利を有する」とし、「追加すべき新しい責務」の一つとして「環境を保護する責務」を国民に課そうとしていた。曰く「国及び地方自治体は、国民に対して良好な環境を維持する義務を負う。国及び地方自治体がこの義務を遂行する際、国民は環境保護の重要性を認識し、国などに協力する義務を有する」。ここでいう「責務」は、同要綱によると、「国民一人ひとりが主人公として国づくりに参加する中で、その責任を自ら進んで分担することを明らかにする趣旨で、『責務』という文言を使う。これは裁判所において具体的に強制することが可能な『義務』ではなく、幅広く抽象的な訓示規定を意味する」とのことであり、「義務」であろうが「責務」であろうが、国民の側は、環境権を有すると同時に、環境維持義務を負う国や地方公共団体に協力することを求められる立場にあることになる。二〇〇五年七月七日に発表された自民党新憲法起草委員会要綱案では、「環境権など追加

すべき新しい権利」について、さらに議論すべきであるとし、八月一日の自民党新憲法第一次案でも、党内議論がまとまっていなかったことを理由として明記されていなかったが、一〇月一二日の第二次案で「国は、国民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することができるようその保全に努めなければならない」（二五条三項・新設）とされ、それが、一〇月二八日の新憲法草案で「国は、国民が良好な環境の恵沢を享受することができるようその保全に努めなければならない」（二五条の二・同）という規定に変わっていったという経緯がある。

「権利」としての「環境権」を最終的に謳わなかったことはひとまず措くこととして、「環境」に関する規定を憲法二五条に設置することの意味は、最高裁判所が長く同条に関してプログラム規定説の立場に立つてきたことと無関係ではない。また、「環境権」をここで列挙しなかったことを、「環境権」の明記を求めるであろう他党との駆け引きに用いることも予想される。

新しい人権の一つとして環境権を憲法に明記しようとする改憲派の意図について、九条を改正しやすくするためのイメージ戦略であると指摘する論者は多い。それは、これまで、とくに高度経済成長期を中心に、環境権を主張する者や自然保護を唱える市民団体を目の敵にしてきた政治的・経済的支配層が、「環境」を語ることに違和感を覚えることにも由来する。

しかしながら、「環境」に関する明文規定を、「権利」であれ「保全努力義務」であれ、設けることには、何か別の思惑があるように思われてならない。

結論から先に述べると、「我が国固有の歴史、伝統、文化」の重視や政教分離原則の相対化と関連する「何か」である。いにしえの時代から連綿と続く、共同体と共同体構成員をつなぐ「宗教」的なるものに対する当該構成員の依存（社会に対する個人の依存を確固たるものとしていた日本古来の構造）を、日本国憲法は切り崩す

ものとして登場した。しかし、そのような日本古来の構造が日本国憲法の登場と同時に、あるいは、瞬時に崩されるはずもなく、その切り崩しがうまくいかなかったのは当然のことだったとも言えよう。それが、司法レベルでは、津地鎮祭訴訟最高裁判決以来の伝統であり、社会規律のレベルでは、「憲法が社会の基本的性格を構成するというよりも、むしろ前憲法的な社会のコンテクストに関する理解が憲法の意味を規定するという事態」⁶⁾ につながっていったのである。

その延長線上に、昨今の改憲動向における「環境」を位置づけ、また、二〇〇四年九月二四日に閣議決定された「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」を同じラインに乗せると、教育、宗教、環境の結節点を見出すことができる。

一方方針は、一九九九年一月二四日に出された中央環境審議会答申「これからの環境教育・環境学習——持続可能な社会をめざして——」にその源流を求めることができるものであるが、同答申のなかに、「環境教育・環境学習の基本的な考え方」を示す箇所があり、そこで「環境教育・環境学習の実施に当たっての留意点」が列挙されていた。その留意点とは、「①総合的であること、②目的を明確にすること、③体験を重視すること、④地域に根ざし、地域から広がるものであること」の四点であるが、そのうちの「③体験を重視すること」の項目で、つぎのような記述がある。すなわち、「環境教育・環境学習は、各人が学びの主体として環境問題にかわり、主体的に持続可能な社会の実現に向けて具体的な行動に結びつける資質を育てるものである。そのためには、……実際の行動に結びつけていく能力、すなわち、課題を発見すること、……などといった多様な能力が必要とされる。これらは、単なる知識の習得だけでは得られるのではなく、体験型の学習により、学習者が自ら体験し、感じ、分かるというプロセスを繰り返すことにより身につくものである。……また、環境教

育・環境学習の基礎となる、自然への感性や環境を大切に思う心は、恵み豊かな自然の中で、五感を駆使して感動、驚き、畏れなどを体感したり、生活体験を積み重ねることにより、培われるものであり、特に、幼少期においては、このような良質の体験機会が重視されるべきである」(傍点は寺川)という記述である。

この中央環境審議会の答申を受けて、環境庁(現・環境省)や文部省(現・文部科学省)は、環境教育・環境学習のための諸整備を始めるのであるが、二〇〇三年三月に議員立法として成立したのが、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」である。同法には自然への「畏れ」に関する明文規定がないものの、同法を実現するために政府が定めた「基本指針」(前記「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本の方針」二〇〇四年九月二四日閣議決定)の「2 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本の方針」(1)環境保全の意欲の増進、環境教育の推進に当たつての基本的な考え方」には、つぎのような一文がある。すなわち、「地球環境がもたらす恵みを持続的に享受すること、豊かな自然を保全、育成し、これを共生する地域社会を構築すること、循環型社会を形成し、環境への負荷を低減すること、森林、田園、公園、河川、湖沼、海岸、海洋等における自然体験活動その他の体験活動を通じて環境の保全についての理解と関心、環境に対する畏敬の念を深めることの重要性を踏まえつつ、……施策を進めます」(傍点は寺川)という一文である。

中環審答申や、環境教育法、同法実施にあつての基本指針を総体的に批評するつもりはない。しかしながら、自然や環境に対する「畏れ」や「畏敬」が何を意味するのか、については述べておきたい。山の神、海の神、川の神……の世界がそこには広がっている。日本古来の文化や伝統として、自然の中に神を見出し、その神に対して畏敬の念を払ってきたという歴史を、我々は有している。ただ、それが、神道の起源の一つとされ

る自然崇拜であるとするなら、そこと結びつく「教育」は、いかなる「教育」となるのであろうか。

衆議院憲法調査会最終報告書の中で、「我が国固有の歴史・伝統・文化等」の具体的内容をめぐる一意見として、「神道や仏教や儒教の精神を混淆させながら、我が国がこれまで歩んできた精神文化」が挙げられていたことも関連づけると、支配層がイメージする「環境」や「自然」は、我々が考えている環境や自然とは異なる性格を有しているのではないかとさえ感じられる。

この場合、本来、科学の力で守るべき対象である「環境」や「自然」が、「宗教」的なるものと結びつくことになり、政教分離原則の相対化の一助となることは明白であろう。たとえそれらに神秘的な側面があったとしても、それは自然現象としての神秘性であり、だからといって、宗教的な力によつて守るべきものではないはずである。「神の国ニッポン」を建設しようとする人にとつては、憲法の中で環境権を明記したり、環境保全努力義務を国に課したりすることなど、何ら不都合のないことなのであろう。

五 教育基本法改正との連動

二〇〇三年三月二〇日に出された中教審答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」によると、日本の社会や教育が抱えている問題については、「教育」を通じて解決していくべきであるとされている。とくに、豊かな心と健やかな体を備えた人間、新しい「公共」を創造し二一世紀の国家社会の形成に主体的に参画する日本人、そして、日本の伝統・文化を基盤として国際社会を生きる教養ある日本人、そのような人間あるいは日本人の育成を今後の教育目標として掲げ、その実現のためには教育のあり方

を根本から見直す必要があるとされている。⁽⁷⁾

「教育」を国家改革の一手段として用いるという手法は、今に始まったことではない。たとえば、「池田・ロバートソン会談」(一九五三年)で交わされた「政府は教育および広報によつて日本に愛国心と自衛のための自発的精神が成長するような空気を助長することに第一の責任をもつものである」との覚書と、それを受けた復古主義的教育(特設道徳時間の設置義務づけ、日の丸国旗)の展開は、東西冷戦の激化に伴う日本の防衛力整備という国家改革と無関係ではなかったし、一九六〇年代における経済審議会主導の経済至上主義型教育(「学力テスト」の抽出方式から悉皆方式への変更、進路指導の強化)は、日本の高度経済成長という国家改革と無関係ではなかった。一九八〇年代の臨調・臨教審路線における「公共」重視教育は、いま回顧すれば、「化石」的人物による懐古趣味にすぎないようにも思われるが、やはりそこには、「小さな政府」に構造転換するという国家改革を遂行するにあつての一つの手段として「教育」を位置づけていたことが見てとれる。

ただ、そのように、国家改革の一手段として「教育」を位置づけるという手法が戦後民主主義のなかで続いできたとしても、「一九八九年」ほど切実な国家改革を求められた節目はなかったであろう。先にも述べたように、国民精神の統合を図ろうとする場合、そのアイデンティティの調達を、何を基軸としながら求めていくことになるのかという問題が、国家権力を担当する者には常にふりかかる。一九八九年までの国家改革は、いわば「カリスマとしての天皇」が存在したなかでの国家改革にすぎなかった。しかしながら、一九八九年からの国家改革はその存在がなくなった状況のなかでの国家改革を強いられる。これは、戦後民主主義における大きな転換であつたと言わねばならない。さらに、そこに、企業の崩壊が重なる。

「池田・ロバートソン会談」において交わされた覚書から分かることは、日本有事の際には、愛国心に満ちあふ

れる、一致団結した国民集団でそれに立ち向かうという構図である。そのためには、国民精神の統合を図る必要がある。日本において、国民を統合していたのは、カリスマとしての天皇であつたし、なかでも国民の大半が自認していた中流階級にとつては企業であつた。一九八〇年代までの国家改革は、その両者が存在し機能していた時代における、その枠の中だけで展開された国家改革にすぎず、そのように枠づけされた国家改革の一環として教育改革が位置づけられていたにすぎない。教育改革を進めてきた者も、一九八〇年代までは、教育基本法の明文改正を正面から唱へた例は少なく（個人的発言は別にして）、臨教審ですら、「教育基本法の精神にのっとり、その実現を期して」設置されたのである（臨時教育審議会設置法一条）。

国民精神の統合を図るための求心力がなくなつたときから、また、新自由主義的潮流による格差拡大も加わり、国民精神の統合を別のところに収斂する必要が生じてきたのである。昭和天皇であれば、その人ひとりだけで「日本国民統合の象徴」として十分に機能しえた。一方、ソフト・イメージを前面に出している現天皇の場合、日の丸・君が代とセットにしなければ「日本国民統合の象徴」として機能しえないと、支配層は、判断したのである。日の丸・君が代の学校教育現場における強制とそこへの国民精神の統合は、その流れで理解できる。そのように理解しなければ、文部省学習指導要領を一九八九年に改訂し、日の丸・君が代を強制することにはならなかつたはずである⁽⁸⁾。

「選択」「自由」「弾力化」を進めた一九九〇年代以降の教育改革は、新自由主義的国家改革を担う子どもづくりにそのものである。何が幸せかについて自身の価値観を確立し、自己実現のために自ら選択し、自ら選択した以上は自分で責任をとるという「モデル」を自明のものと思ひこませる教育である。教育の規制緩和といわれる、学習指導要領の一層の大綱化、カリキュラム編成の緩和、教材選択・学校選択・教員資格の自由化・弾

力化、飛び級の実施拡大は、その実現である。そのような教育の実現は、子どもたちの気持ちをバラバラにする。「教室の中の天皇」（自戒を込めて）も、そのようなバラバラになった子どもたちをまとめきれないであろう。ごく一部のエリートの養成と、圧倒的多数の権利主張を伴わないそれに付き従うノンエリートの育成が、一九八九年以降の国家改革には必要だったのであり、そこで生じた格差に不満を抱かないような子どもたちを作る必要があったのである。「才能」や「創造性」は、格差教育と、その結果として生じる格差社会に対する批判をかわすか、あるいは、封じ込めるためのキーワードにすぎない。

ところで、そのような教育改革を実践するには、学校教育現場で、じかに、子どもたちにそのような仕組みを披露し、疑似体験させる必要がある。というのも、学校教育現場がそのような仕組みになつていなければ、子どもたちはそのような仕組みが「正しい」もの、「自明の」ものだと感じないからである。学校の自治や教育の自由、とりわけ、教師の精神活動の自由が、子どもたちの成長発達段階に応じた制限を受けるという意味での「教育条理」以外の事象を理由として制限を受けるのは、そのような理由に基づいている。上意下達方式の権威主義的指導体制が一九七〇年代に構築されていたことが、ここで実を結ぶことになる。

教育基本法が変革の矢面に立たされているのは、上記のような諸事情に教育基本法自体が適合しなくなったからにはかならない。そのように認識すれば、近年クローズアップされている、いじめ、不登校、学級崩壊など、学校教育現場において生じている問題は、フィクションであることが分かる。たとえそれらが現実にあつたとしても、それらは過去にも、今と同じような態様で、あるいは、別の態様の問題として、学校教育現場に存在していたのであり、学校教育現場にさまざまな問題があるのは、今も昔も当然のことである。

したがって、それらが教育基本法改正の理由となつていて、それが虚構であることに気づかなければなら

ない。いじめ、不登校、学級崩壊といった問題を解決することと、教育基本法を改正し、そこに盛り込まれようとしている「公共の精神」、「国家を思う心」、「道徳心」、「日本の伝統や文化」が、直結しないことから、それは明らかである。教育基本法を改正すれば、いじめや学級崩壊がなくなるわけではない。家庭内でのしつけがうまくいっている、あるいはうまくいっていない、また、だれそれがいじめられている、あるいは学校にこない友達がいる、だれかが暴れてクラスをむちゃくちゃにする、学級崩壊がある、このような出来事は、「教育」が子どもたちを相手にする営為なのであるから、あつて当然のことである。愛国心や公共心が涵養されればいじめや不登校がなくなるのか、日本の伝統や文化を尊重するようになれば学級崩壊がなくなるのか、論証はできないであろうし、そもそも疑わしい命題である。

このような方向性をもつ教育基本法の改正が実現すると、学習指導要領あるいは教科書検定に反映されることになるだろう。かつて、通知表の中に愛国心の程度を評価する項目が設けられていた福岡市の小学校のケースで、福岡県弁護士会がその評価項目の削除を求める勧告を同市教育委員会に出すという出来事があつたが、それは、そのよい例である。

また、これは教育基本法と直接関係するものではないが、二〇〇三年三月二〇日の中教審答申は、義務教育制度のあり方について、「義務教育に関して、社会の変化や保護者の意識の変化に対応し、義務教育制度をできる限り弾力的なものにすべきという観点から、就学年齢について、発達状況の個人差に対応した弾力的な制度……を検討し……学校教育法等の改正などにより対応することが適当である」と述べている。

この義務教育制度の弾力化は、就学年齢の弾力化以外にも、学校選択の自由化あるいは学習指導要領の最低基準化、週休二日制の導入による学校のスリム化が考えられ、すでに実施されているものもある。これらは、

競争の激化と、保護者の経済力、すなわち、富裕度・貧困度に応じた子どもの就学格差に帰結する。この点について、そこに見え隠れする能力主義が「敗者」切り捨てを正当化するためのものであること、また、そこで導入されようとしている愛国主義が、「思想・良心の自由」を保障する現行憲法や、それを受けて「人格の完成」という教育目標を設定している教育基本法と相容れないものであることを指摘する論調は鋭い⁹⁾。いわばホンネの部分を実現するために活用されることになったのが「教育」であり、その「教育」のあり方を現行教育基本法の枠組みから解放し、そこに新たな性格を付与することにしたのである。

六　むすびにかえて

小淵恵三首相（当時）の私的諮問機関であった教育改革国民会議は、その最終報告（二〇〇〇年一月二三日）において、「新しい時代にふさわしい教育基本法については、教育改革国民会議のみならず、広範な国民的論議と合意形成が必要である。今後、国民的な議論が広がることを期待する。政府においても本報告の趣旨を十分に尊重して、教育基本法の見直しに取り組むことが必要である。その際、教育基本法の改正の議論が国家至上主義的な考え方や全体主義的なものになつてはならないことは言うまでもない」との断りを述べつつ、次の三つの観点から、「新しい時代にふさわしい教育基本法」を検討することが求められるとしていた。すなわち、それは、「新しい時代を生きる日本人の育成」、「伝統、文化など次代に継承すべきものの尊重・発展」、「教育振興基本計画の策定など具体的方策の規定」の三点である。そして、そのうちの第二点については、より具体的に、「自然、伝統、文化、家庭、郷土、国家の尊重」と「宗教教育（宗教的情操教育）の展開」が挙げられてい

た。

二〇〇一年一月二六日に遠山敦子文科相（当時）が中央教育審議会に諮問した文書（諮問文）には、次のような一節があった。「この提言（教育改革国民会議最終報告）で述べられた上記三つの観点に立った『新しい時代にふさわしい教育基本法』の検討の必要性を唱えた提言」を踏まえながら、時代状況の変化にかんがみ、教育基本法の在り方について、主に次の事項に関して検討する必要があると考える」（括弧は寺川）。その「検討する必要がある」とされた「事項」の一つが、「教育の基本原則についての検討」だったのであるが、そこで、諮問文は次のように言う。教育基本法では、「政治教育（第八条）と宗教教育（第九条）について、その在り方と限界について規定されているが、宗教教育に関しても、憲法に規定する信教の自由や政教分離の原則に十分留意しながら、宗教的な情操をはぐくむという観点から議論する必要があると考える」。

二〇〇二年三月一五日に、文部科学省生涯学習政策局社会教育課ならびに同省初等中等教育局児童生徒課が、都道府県教育委員会等に宛てて出した『『奉仕活動・体験活動の例』について』と題する「事務連絡」では、「青少年が社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むため」に行われる奉仕活動や体験活動の例が数多く列挙されている。そこで列挙されている自然体験活動の中に、宗教的なものと関わりを持つものはないように思われる。

二〇〇三年三月二〇日の中教審答申では、教育基本法前文に新たに規定する理念として、「感性、自然や環境とのかかわりの重視」が挙げられ、そこでは「日本人は、古来より自然を愛で慈しみ、豊かな文化を築いてきた。……自然を尊重し、愛することが、人間などの生命あるものを守り、慈しむことにつながることを理解することが重要である」と述べられている。また、同答申で「参項」として提示された「今後の審議において計

画に盛り込むことが考えられる具体的な政策目標等の例」のなかに、「宗教に関する教育について専門的な検討を行い、教育内容の改善、指導方法や教材の研究・開発の充実を図る」ということが述べられている。

教育、宗教、環境の三位一体により、自然のなかに神が宿るといふ思想を教育することが今後予定されるのであろう。自然体験活動を含む環境教育には、そのような危うさが潜んでいる。

「自然」を「環境」の一つに位置づけることはできるが、厳密には「自然」イコール「環境」ではない。その意味で、前記の「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が「環境に対する畏敬の念」という表現を用いているのは、「自然」を「畏敬の念」の対象とすることから生じる批判を避けようとするための言葉の転換か、あるいは、神が宿る「自然」の世界に通用する規律をひろく「環境」一般まで及ぼそうとする意図の表われか、いずれであるか不明である。環境教育を推進することについては、総体的に、決して反対するものではない。ただ、「環境」が「自然」と同義になり、その「環境」という名を借りた「自然」に対して「畏敬の念」を払うようにすることが環境教育であるとするなら、それは、「宗教」的なるものを媒介としなければ実現不可能である。そのような媒介が行われる限りにおいて、当該環境教育は、政教分離原則違反であると断じなければならぬ。政教分離原則の相対化を図るような憲法改正を行おうとする意図は、そのように指摘されないようにすることにあるのであろう。

現在のところ違憲であるとの批判が強く向けられている、閣僚による靖国神社公式参拝を、将来何の憂いもなく実現できるようにするために、改憲動向のなかで政教分離原則の相対化が推し進められようとしていると観測する者は多い。しかしながら、そのような細かい個別の事象はさほど重要ではない（実際には重要な案件であるが）。

国家改革の一環として政教分離原則の相対化が進められようとしていること、また、「畏敬の念」を払うべき対象としての「神」が宿っていると的前提で「自然」や「環境」について教育することが、国家改革の一環としての政教分離原則の相対化に一役買うようになることに留意することが求められるのではないだろうか。その先には、おそらく「神の国」が待っている。

注

- (1) 周知の通り、一九九九年の第一四五回国会において国会法が改正され、両議院に設置されたのが憲法調査会であるが（発足二〇〇〇年一月二〇日）、発足当初から懸念されていたように、「調査」のための機関ではなく、「改正」のための機関であることが、調査の進展とともに判明してきた。
- (2) 新憲法第一次案、第二次案とも、九条一項で「日本国民は、諸国民の公正と信義に対する信頼に基づき恒久の国際平和を実現するという平和主義の理念を崇高なものとして認め、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求する平和国家としての実績に係る国際的な信頼にこたえるため、この理念を将来にわたり堅持する」定めており、同条三項にいう「第一項の理念」とは、それを指している。
- (3) 西原博史「市民的治安主義——有事法制と安全・安心」、『法学セミナー』六〇一号、一一頁。ここで留意したいのは、西原の言う「豊かさ」が、必ずしも「健康で文化的な最低限度の生活」を指しているのではなく、政府規制のかかった護送船団方式による経済至上主義的な指向を示す「豊かさ」であることである。
- (4) この点については、さしあたり、拙稿「有事法制と愛国心」、『法学セミナー』六〇一号、三五—三六頁を参照。
- (5) 東京型教育改革に対する批判的論調は数多いが、なかでも、進藤兵「なぜ暴走するのか、東京都の『教育改革』——『日の丸・君が代』強制に対して『学校の自治』と『平等の教育』を掲げる教育運動を——」、『教育』七〇七号、四—一二頁を参照。拙稿「教育への公権力の介入と教育の自由」、『法学セミナー』五九五号、四六—四九頁でも、七生養護学校における性教育へ

の介入問題を取扱っている。

(6) 林知更「政教分離原則の構造」、高見勝利、岡田信弘、常本照樹『日本国憲法解釈の再検討』、二〇〇四年、有斐閣、一三五頁。

(7) 拙稿「教育権論の現代的展開——今日的『教育改革』とのかかわりで——(一)」、『法経論叢』二二卷二号、一三五—一三八頁を参照。

(8) 拙稿、前掲、注(4)、三五頁を参照。

(9) 西原博史「教育基本法『改正』問題を考える——顕れた能力主義と愛国主義——」、『世界』七〇八号、五六—六六頁。

(*) 本文中に引用した報告書や改憲試案などは、各機関ホームページなどで閲覧入手可能な公式文書を使用した。そのため、逐一(注)を付していない。この点、ご海容を請いたい。